

令和8年6月11日

保険薬局 各位

鶴岡市立荘内病院
病院長

残薬調整の取り扱いについて

平素より当院の診療ならびに地域医療連携にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

2026年度診療報酬改定に伴い、残薬確認・調整に関する新しい記載項目が追加されました。

残薬調整については、以下のいずれか一方の記載があれば、薬局からの問い合わせは不要で調整可とします。

- 「調剤する薬剤を減量した上で、保険医療機関へ情報提供」へのレ点（チェック）
- 本文中での「残薬調整可」等の明記

上記以外の場合は、お電話にて疑義紹介をお願いします。

残薬調整後の報告はFAX（薬局 FAX：0235-26-5149）でお願いします。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：

鶴岡市立荘内病院：0235-26-5111（代）

薬局調剤室：0235-26-5147（直）